総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和７年１２月２５日(木)
午前１０時２９分～午前１０時５９分
開催場所：会議室３０２

１　播磨町自転車ネットワーク計画について

播磨町自転車ネットワーク計画について、所管する土木課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

自転車ネットワーク計画は、安全で快適な自転車利用環境の将来像に応じて、計画的・継続的に創出するための路線を選定し、整備形態などを示した計画である。

播磨町自転車ネットワーク計画は、播磨町の地域の実情に応じて、交通安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進することを目的としている。

計画の方向性を定めるに当たり、課題として、ＪＲ土山駅や山陽電鉄播磨町駅周辺の自転車・歩行者・自動車が共存できるような自転車通行空間の確保、放置自転車対策、自転車事故の予防措置、自転車利用のルール、マナーなどがある。

これらの課題を解決するため、安全・安心な自転車通行空間の形成、放置自転車対策の推進、交通ルールやマナーの周知・啓発による安全意識の醸成を図ることなどが必要となる。

自転車ネットワーク路線の対象路線は、国道、県道、町道のうち、「都市計画マスタープラン」で幹線道路または補助幹線道路とされる路線を対象とし、国のガイドラインにおける選定要件を重ね合わせたうえで、ネットワークの連続性を考慮して選定する。

整備形態は自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の３種類がある。

整備形態の選定については、国のガイドラインにより分類し、通行空間の幅員による判定、整備の必要性が高いかどうかの判定を行うことにより、整備形態を決定する。

今後のスケジュールは、播磨町自転車ネットワーク計画策定協議会やパブリックコメントを経て、令和８年３月末までの計画策定を目指し、整備は令和９年度以降に着手予定である。

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和８年２月６日（金）
午前９時５８分～午前１１時２２分
開催場所：会議室３０２

１　立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務について

立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務について、進捗状況を報告する。計画本編は、１２月４日の総務建設常任委員会で説明した素案から大きな修正はないため、今回は主にパブリックコメントの実施結果を報告する。パブリックコメントの募集期間は、令和７年１２月８日から令和８年１月７日までで、２件の意見が寄せられ、いずれも今後の事業の参考とし、庁内関係課と情報共有を行った。最終の検討委員会でも大きな修正事項はなく、２月１６日の播磨町都市計画審議会を経て、３月定例会に上程予定である。また、令和８年４月の立地適正化計画公表後は、都市再生特別措置法に基づき、誘導区域外での一定規模以上の建築等行為を行う場合には町への事前の届出が必要となるため、令和８年３月上旬より届出制度の事前周知を町ホームページ等で行う予定である。

【主な質疑応答】

Ｑ　今回のパブリックコメントは意見が１人から２件と少なかったが、パブリックコメントは形式的に実施すればよいものとして考えているのか。また、町としてはパブリックコメントを増やすための工夫や努力を行っているのか。

Ａ　今回のパブリックコメントは、結果として１人から２件のご意見であった。ご指摘のとおり、都市計画マスタープランという大きな計画であるため、町としても住民の方に広く知っていただくことを重視した。そのため、パブリックコメント実施期間中には計画素案の概要版を音声付き動画として町ホームページで公開し、説明会に参加できない方にも、都合の良い時間に内容を確認できる環境を整えた。こうした工夫により、住民周知に努めたものと考えている。

２　自転車ネットワーク計画について

自転車ネットワーク計画について、所管する土木課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町自転車ネットワーク計画は、国や県の動向を踏まえ、播磨町としても地域の実情に応じた自転車環境を整備する必要があることから、策定する。計画の区域は、播磨町全域で、計画期間は１０年間とする。１２月２５日の総務建設常任委員会で示した方向性をもとに素案を作成し、路線の整備形態や整備区間の見直しに加え、交通安全教育の継続的な実施や放置自転車の防止対策などを新たに記載した。最後に、本計画策定後も、社会情勢の変化に応じて、計画の見直しを行う旨を記載した。

本計画について、２月２日から３月３日までパブリックコメントを実施している。

【主な質疑応答】

Q　計画期間を１０年間とし、前期を５年、後期を５年としているが、具体的に何年から、どこの路線を整備するといったことが示されていない。具体的な整備については、既に決まっているのか。

A　現時点では、どの路線から整備するかといった具体的な計画までは決定していない。今後国の補助金等も活用して整理していくことから、令和８年４月以降にどの路線を整備していくか検討する。

３　播磨町役場の庁舎建替えと複合化・集約化について

播磨町役場の庁舎建替えと複合化・集約化について、所管する企画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町役場の庁舎建替えと複合化・集約化について、検討結果を報告する。播磨町の公共施設は公共施設等総合管理計画とその個別計画に基づき、計画的な改修や修繕等を実施しており、役場第１庁舎は令和１３年から令和１５年に改築予定である。一方、庁舎の建替えには、多額の費用を要するため、財源の確保を図る必要があることや、また、多様な住民ニーズに応えるため、現在の庁舎が持つ機能だけではなく、他の公共施設が持つ機能を合わせることについても検討する必要がある。そして、庁舎を含む公共施設全体の更新費用の削減についても検討する必要がある。

このため、庁舎に加え、図書館、中央公民館及び付属棟、総合福祉センター、福祉しあわせセンターを対象に複合化・集約化を検討し、５つのパターンに分類し、検討パターン別に事業費や財源を試算した。その結果、複合化・集約化により延床面積が削減され、今後４０年間の施設維持・更新費用を抑制できる可能性が示された。

財源については、地方債や一般財源に加え、国の交付金等や特定財源の活用を検討するとともに、基金については、約１５年後の建替えを見据え、毎年度１億円の基金積立てを行い、総額１５億円程度の繰入金を確保できるよう予算措置を行う。今後の社会情勢や住民ニーズを踏まえながら、必要な施設の規模や最適な延床面積を検討していく。

４　浜田雨水ポンプ場の竣工について

浜田雨水ポンプ場の竣工について、所管する上下水道課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

浜田雨水ポンプ場は、喜瀬川左岸の本荘地区に浸水対策として整備を進めてきた播磨町公共下水道計画においても重要な施設である。令和５年度から整備工事に着手し、喜瀬川に排水するための放流渠を含む土木工事、発電設備を備えた電気棟の建築工事や、ポンプなどの機械設備の設置が完了し、現在は試運転を行うための試験や調整を行っており、３月中の稼働を目指している。本施設は新技術を搭載したポンプを採用しており、豪雨時の排水能力向上を図っている。浜田雨水ポンプ場については、地域住民の皆様の命と財産を守るための重要な施設であり、播磨町公共下水道計画においても、大きな役割を担う施設であることから、１日も早く稼働させ、安心して生活していただけるよう努力を行っている。なお、本施設の役割について、地域の皆様に知っていただけるよう、令和８年４月１１日に内覧会を予定している。